ベトナムにおける戦争の記憶の「社会化」

- 「捕虜となった革命戦士博物館」の事例を通して

はじめに

の軍事歴史博物館が最も代表的であるが、いずれも公立でか、 中社)に「捕虜となった革命戦士博物館」(以下「捕虜博 り社)に「捕虜となった革命戦士博物館」(以下「捕虜博 物館」と略す)がある。この博物館は二〇〇〇平方メート 物館」と略す)がある。この博物館は二〇〇〇平方メート な。同博物館は公立の博物館ではなく、ベトナムでは珍し る。同博物館は公立の博物館ではなく、ベトナムでは珍し る。同博物館は公立の博物館ではなく、ベトナムでは珍し る。同博物館は公立の博物館ではなく、ベトナムでは珍し い私立の戦争博物館である。ベトナムにおける戦争博物館 としては、ホーチミン市にある戦争証跡博物館」(以下「捕虜博 中で約一時間行った郊外(ハノイ市フースエン県ナムチエ 車で約一時間行った郊外(ハノイ市フースエン県ナムチエ 本で約一時間行った郊外(ハノイ市フースエン県ナムチエ 本で約一時間行った郊外(ハノイ市フースエン県ナムチエ

とか あるものの、 的情熱の所産である。このような民間の動きが浮上しつつ 余裕がある程度できてきたことと、人生の晩年期に入り何 験した退役軍人によるもので、一九九○年代以降、経済的 などが知られている。これらはいずれもベトナム戦争を経 展示室やナムディン市のヴー・ディン・リュウ氏の展示室 Museum)」や、ハノイ市のグエン・マイン・ヒエップ氏の アン・リエン氏が運営するクアンビン省ドンホイ市にある ラネット(Lonely Planet)』にも掲載されているグエン・ス なった。同博物館のほかには、 によって設立された戦争博物館・展示室が登場するように ある。今世紀に入ってから、「捕虜博物館」のような個人 ¯ヴッククアイン野外戦争博物館(Vuc Quanh Outdoor War 「戦争の記憶」をとどめておきたいという彼らの個人 ただこれまで民間によって設立されて当局公 旅行ガイド本『ロンリープ

となってきた。在米の研究者のフエ・タム・ホー・タ 争・民族解放戦争の記憶は、現体制の正当性の重要な源泉 その経緯を本稿では明らかにしていきたい。 完全にコントロールされ、 て表象される戦争の「公式的な記憶」 ヘオニク・クウォンによれば、ベトナムでは一九九○年代 認の博物館となっているのは 社会主義国における「戦争の記憶」、とりわけ革 民族解放戦争に関わる記念行事や記念碑などによっ 個別民衆的な記憶 「捕虜博物館」だけである。 は国家によってほぼ (ヴァナキュ イや · 命

ラー・メモリー)との緊張関係が生じることは稀であった



捕虜博物館入口

の記憶」の「社会化」の一端を明らかにしていきたい。 人々とその「戦争の記憶」を通して現代ベトナムの の動きを見てとり、 するにいたった過程において、官民双方からの「社会化 物館」がベトナムで最初の公認民間戦争博物館として活動 見られるのではないかと考えている。本稿では、「捕虜博 は、 年代以降のベトナムにおける「戦争の記憶」の ようになった(Kwon 2006)。これに対し筆者は、 ル・メモリー)への関心の移行(ローカル化)がみら ショナル・メモリー)から地方化された祖先崇拝 うになり (Tai 2001)、戦争英雄主義の国家英雄 が、 国家の占有状態から脱却する「社会化」という傾向が ドイモイ以降、戦争のコメモレーションが勃興するよ 元捕虜というちょっと特異な存在 あり方に 一九九〇 崇拝 れる 1 テ 0 力

元捕虜への聞き取り調 査

I

に聞き取り調査を実施した。この一一人はラム・ 見学した。二回目に訪れたのは同年一二月二五日から二七 ム北部在住。 日の三日間で、 筆者は二〇一一年八月二一日に初めて「捕虜博物館! ン館長の知り合いの元捕虜たちで全員が現在はベトナ この時、 同博物館において一一人の元捕虜 ヴァン・ を

省別でいうとハノイ市が五人 (①~⑤)、ハー

表1 聞き取りをした元捕虜の一覧表

			1			I	ı
	名前	生年	入営年	南ベトナ ム入りし た年	捕らえられた場所 (現在の地名)	捕虜期間	備考
1	トアン	1948年	1967年	1968年	ザライ省	1968年12月~1973年3月	入営前67年に入党
2	ヒエウ	1940年	1694年	1966年	ホーチミン市	1968年1月~1973年3月	入営前に2人の子。 党員
3	フン	1944年	1962年	1966年	ダナン市	1968年5月~1973年3月	非党員
4	ホイ	1947年	1965年	1967年	クアンチ省	1967年末~1973年2月	非党員
(5)	キエン	1947年	1967年	1967年	ホーチミン市	1968年1月~1973年2月	党員。博物館のガ イド
6	クエン	1943年	1962年	1963年	クアンチ省	1966年~1973年	
7	ルオン	1946年	1966年	1967年	ビンディン省	1968年1月~1973年3月	捕虜以前に入党
8	トゥオン	1949年	1967年	1967年	フエ市	1968年2月~1973年	84年に入党
9	カン	1943年	1966年	1966年	クアンチ省	1967年10月~1973年2月	64年に入党
10	キム	1944年	1965年	1966年	ビンディン省	1966年10月~1974年3月	収容所内で入党
11)	ブオン	1943年	1965年	1965年	クアンナム省	1968年2月~1973年2月	

Ⅱ 元捕虜のベトナム戦争の記憶

をして文字資料化している。

ビューは本人たちの承諾をえた上で録音し、

テープ起こし

ファースト・ネームの仮

名のみを記している。

インタ

名前は

びその近隣省の在住者である。年齢は六二歳~七二歳で

一一人の一覧表である(順番はインタビュー順)。(調査時)、多くはこの博物館の活動支援者である。

バックニン省が二人(⑩、

⑪)と、いずれもハノイ市およ

ナム省が一人(⑥)、ヴィンフック省が三人(⑦~⑨)、

攻勢前後の時に捕らえられ、 ホーチミン市二人となっている。多くは一九六八年のテト はいずれも南ベトナムの戦場で、 男性・退役軍人で、いずれも一九六〇年代に入営し、 年代生まれの ていきたい。 ム省一人、ビンディン省二人、中部高原のザライ省一人、 三年、最も遅い人で一九六八年である。捕らえられた場所 なくして南ベトナムに出征している。 ンチ省三人、フエ市一人、ダナン市一人、 まず元捕虜たちの語った「戦争の記憶」の内容を検討し 今回インタビューした一一人は全員一九四○ 旧北ベトナム(ベトナム民主共和 一九七三年の捕虜交換まで長 南ベトナム最北端のクア 最も早い人で一九六 中部のクアンナ 国 出 間も [身の

期間にわたって捕虜生活をおくった。

1 入営か ら捕虜となるまで

戦争参加

の気勢・

時、 里に駐屯していた南ベトナム出征部隊に何人かの逃亡兵が すむのに、父母を捨てていくとはお前は不孝者だ」とい た。 と思ったという。 学中に「抗米入隊参加青年運動」に感化されて一九六二年 出たため、 ハティン省出身で高校の最終学年の時に入営した。 トナム出征が決まると、伯母の一人から「出征しなくても ないと考え、青年の義務をまっとうしなければ恥ずかしい に入営した。先祖が残してくれた国土を守らなければなら 願して入営する若者が輩出した。 キムは家で男の子一人だったので兵役が免除されるの が高校では盛んとなり、 しかし緊急の補充兵であったため訓練はたった一九日 学校全体では二〇〇人ほどが入営した。ホイ 一九六四年に「グエン・バン・チョイの精神を学ぶ運 ベトナムでは一九五八年から徴兵制度が導入され しかし高校での入隊熱は高まり、キムが入営した 一九六〇年代には、高揚する雰囲気のなかで自ら志 一九六五年に彼は補充兵として志願し入隊し キム (⑩) も一〇年生在学中に志願し 入隊の嘆願書を出した。 クエン (⑥) は七年 <u>4</u> 彼 始め 0)

> 省の戦場で捕らえられてしまった。 使用にまだ習熟しておらず訓練も不十 のみで出征し、 ラオスを経て南ベトナムに入った。 分なまま、

ベトナム軍の南ベトナムへ 、の浸透

して南の大学生に偽装し、 らえられた。 者が末端組織を掌握していた。 南出身者が二・三人に対し北出身者一人の割合で、 壊工作に従事した。「戦略村を破壊し、 装していた。 北ベトナム軍は南ベトナム入りがばれないように慎重に偽 けられ、 脱いで南ベトナム風の衣服に改めた。 クアンビン省にあるホー村に着くと、 年に南ベトナム入りした。彼の部隊は北ベトナム最 クエン (⑥) である。 インタビュイーの中で最も早く南ベトナム入りしたのは 段階では、 時には地元民兵の案内で平野部に進攻し、 特殊工作が増え、 帽子も違うものをかぶったという。この段階ではまだ 銃もソ連製のAKからフランス製の キム クエンの部隊はクアンチ省の戦場に赴 部隊は一九五四年直後に北に「集結」 10 彼は一九六二年に入営し、 クエンはその任務遂行中に負傷し捕 は一九六六年に特殊部隊工 中部クイニョン市で破壊工作に 「解放勢力側」が強くなる 自動車には覆 北ベトナム 末端組織を建設す 銃に 戦略村の破 の軍服を 一九六三 一作員と 換えら 南 出身 いた ・がか

れ、

携わった。

岸地方のクアンガイ省とビンディン省で活動した。 かった。 取りに行かなければならなかった。 まだ平野部に進攻することはできなかった。 撃が激しかったため駐屯地は絶えず移動し、この時 た。それは危険な任務であり、 ないので当地の平野部に行って調達しなければならなかっ つながっておらず、 ル オン (⑦)は一九六七年に南ベトナム入りし、 武器は北隣のクアンナム省の基地 払った犠牲や損失は大き 食糧は北からの 補給路 敵 中部沿 供給が 点では E でまで 北と の攻

捕虜になった時の尋問

寄りの捕虜収容所に入れられた後、 省に陥り、気がついた時には米軍の病院で寝ていたという 虜収容所に入れられた。 ンボジア国境近くのシャム湾に浮かぶフークオック島 わたって米軍などの病院で治療を受けている。その後、 ケースもあった。 なっている。なかには①、 インタビュイーのほとんどの人が戦場で負傷して捕 1 2 4 5 2 ④のように負傷して人事不 7 最終的には全員が、 8 ⑪は数か月に 演に 0) 捕 力

いものとされていた。そのため捕虜となって最初に尋問さあり、軍隊の誓いでは、捕らえられても裏切って白状しな「一○の誓い、一二の規律」(Bộ Quốc Phòng 2004: 686)がトアン(①)とフン(③)によれば、北ベトナム軍では

答えている。 て、「自分達は南ベトナム解放民族戦線の人間である」と ブオン(⑪)は尋問で北ベトナムに帰りたいかと聞かれ 単に記して帰順者だと宣伝されかねなかったからである。 も偽名で申告した。本当のことを申告すれば敵はそれを伝 兵だと申告した。名前や出身地も変えた。 騙った。クエン(⑥)は特殊部隊の兵士だったが普通の歩 員なので白状できないと決意し、出身地をいわず、 のマークがよりきつくなるからである。 産党員にその傾向が強かった。それらの人は収容 ケースが多かった。とくに士官、 れた時、 自分の名前や階級、 所属部隊を偽って申 特殊部隊、 ヒエウ ② トゥオン 高学歴者 所側 名前も 告 8 は党 いから ロする

トアン(①)は収容されるや取り調べの時に暴力をふるトアン(①)は収容されるや取り調べの時に暴力をふるわれた。南ベトナムの国旗や士官に対する敬礼を強制され、それを拒否するとなぐられた。伝単用に写真を撮られた。不のた。フン(③)は士官(准尉)だと知られていたのなかった。フン(③)は士官(准尉)だと知られていたのなかった。フン(③)は大官(准尉)だと知られていたので、何度か呼び出され、サイゴンにあるCIAの事務所でで、何度か呼び出され、サイゴンにあるCIAの事務所でで、何度か呼び出され、サイゴンにあるCIAの事務所でも取り調べの時に暴力をふるトアン(①)は収容されるや取り調べの時に暴力をふるトアン(①)は収容されるや取り調べの時に暴力をふる

2 フークオック島捕虜収容所での捕虜体験

数いた Lạc 2012: 128)° は南ベトナムのみならず、この時期の東南アジアで最大の ら生還した捕虜も重傷を負い、体が不自由になった人が多 キャンプ」に入った捕虜は一万九七三人である。 二五日で三万七五七七人であった。 によれば 九七〇年のパリ和平会議で捕 があり、 らに四つの分区があり、 六七年七月六日より活動を開始した。 ントし、 している(Ban Liên Lạc 2012: 7)。敵方に帰順して「新生活 べで約四万人の捕虜が収容され、約四千人が収容所で死亡 に二万六六七一人、一九七一年に二万六五一五人、 クオック島に二万五二九一人が収容されていた(Ban Liên タールあり、一二のゾーンに分けられていた。 あった 二年末に三万八〇〇〇人、捕虜交換直前の一九七三年一月 トナム戦争末期、 (Ban Liên Lạc 2012: 107)° (ダナン、 各室に一〇〇~一五〇人が詰め込まれていた。 フークオック)。フークオック捕虜収容所は 捕虜の総数は三万五五○○人で、そのうちフー フークオック島の プレイク、 南ベトナムには六つの捕虜収容 それぞれの分区には九つの クイニョン、 **虜問題に関して出された資料** フークオック捕虜収容所 捕虜数は、 フークオック島にはの 敷地は約四○○ヘク ビエンホ ゾーンはさ 九 収 一九七 七〇年 収容室 所が

> (Ban Liên Lac 2017: 10)。 ○月にベトナム政府から国家歴史遺跡に認定されている捕虜収容所であった。同捕虜収容所は戦後の一九九三年一

捕虜収容所の区分

れた。 員として、北の捕虜を重視していた。 北ベトナムで捕虜となっている米軍パ により、 捕虜ではなく「反乱軍」の捕虜だとされ、労役に駆 活キャンプ」に入れられた。 者と帰順者も別に収容されていた。 分けられていた(南ベトナム出身兵士、 トナム出身士官:七〇〇人)(Ban Liên Lạc 2012: 132)。 士官:約九○○人、南ベトナム出身士官:約七○○人、 フー 南ベトナム出身下士官:約八〇〇人、 捕虜の待遇に関するジュネーブ協定 クオック捕虜収容所の捕虜は次のようなグルー 北の人には労役は課されていなかった。 南ベトナム出身者は正規軍の 帰順した捕 イロ 北ベトナム出 北ベトナム出 ットとの交換要 九四 講虜は 米軍は、 九年) り出さ ・プに

捕虜収容所の待遇

きわめて稀であった。食事は一日二回だった(昼と夜)。士の古着が与えられた。水浴びは二・三日に一度で乾季はし、多くの人が病気になり死亡した。衣服はサイゴン軍兵トアン(①)によれば、収容所では食べ物と薬が不足

り、体重が激減し、骨と皮だけになった。 以容所はトタン屋根で夏は灼熱地獄だったという。これで食事は一日二回で米は四○○グラムだったという。これでは、収容所の飯は台湾から輸入された「蒋介石米」だったは、収容所の飯は台湾から輸入された「蒋介石米」だったと指摘する。これを食べていると目がかすみ、歯が弱くなり、体重が激減し、骨と皮だけになった。フン(③)も収容所はトタン屋根で夏は灼熱地獄だった。フン(③)も収容所はトタン屋根で夏は灼熱地獄だった。フン(③)も収容所はトタン屋根で夏は灼熱地獄だった。フン(③)も

暴力、拷問

に 月特別室に送り込まれた。そこは鉄板の部屋で太陽に れて皮膚が剥けてしまった。ブオン(⑪)は、 獄を企てて失敗した時に拷問され、 は一九七○年にひどい拷問を受け、足の爪をはがされ、 れもが暴力を受け、暴力は日常茶飯事だった。フン 「虎の檻」に一〇日間野曝しにされた。 フークオック捕虜収容所では一九六九年三月から一九七 暴力や拷問が多くなったという。 北ベトナムの祝日前になると祝賀活動を制限するため 数百人が負傷した(Ban Liên Lac 2012: 151)。 で踝をたたかれた。それから「虎の檻」にい 月まで一○回近くの大虐殺があり、 棘つきの鞭で叩かれた。 血が滲み、 歯を全部折られ クエン 九六一人が 気を失うとハ 縛られ 6 捕 頭虜のだ れられ 3 で吊 は脱

> ム政 帰順者は捕虜総数の四分の一近くに達しており、南ベトナ インタビュイー と同義だったという。拷問の始まる直前は非常にこわ 者択一で、投降すれば北の兵士にとっては故郷を捨てるの と決意した。キム 名誉・品格・気概により恐怖や痛みを乗り越えた。 になるのがもっとこわかったという。このように元捕 ③ は、 肉体生命」よりも「政治生命」を重んじたからである。 暴力や拷問に耐えられたのは、 痛みや死もこわかったが、 権による帰順 自分の家と故郷の名誉を守らなければいけ 達は拷問に耐え、 工作が活発であったことを物語ってい (10) (1t) 気節を保つか投降するか、二 戦友が自分を軽蔑するよう 帰順しなかった。 ホイ ④によれ かっ な ば

捕虜収容所での闘争

る

あり、 なったのは共産党、 イキだった。 の目標は食事改善と暴力反対であった。二つの闘争形式が る闘争もあった。 <u>(11)</u> 捕 最初は同郷を基礎とした大衆活動から始まった。 虜収容所においても捕虜たちは闘争を展開した。 一つは部屋の代表者の交渉、二つは 部屋でも三人の帰順者を抹殺した。 クエン(⑥)によれば内通者 帰順者だと分かると抹殺した。 青年団 同郷組織の三つだった。 ・帰順者に対す 闘争の ンガース ブオン ストラ カン

年五月)。 られ、 に捕まったので、 削による脱獄を何度か試みた。 ら党員と大衆を選別したという。 (⑨) によれば、 有罪となりコンロン島の監獄に送られた(一九七) まず同郷組織を結集し、 内通者を抹殺した。 内通者の通報により キム (10) そのため裁判にかけ 親しくなって はトンネ 应 [度目 ル

れば、 は三・四年生修了程度の学歴が多かった。 を開いた。 トゥオン を修了していたカンやキムなどが教鞭をとった。 捕虜収容所では闘争の一環として補習学級も開かれ 捕虜のうち比較的高学歴の者が先生となり、 非識字者も多く、 8 彼は一○年生を修了していたが、 は捕虜内部の党委から依頼されて補習学級 一・二年生 修了程度の カン 捕虜の兵士達 人も多数 9 〇年生 によ た

3 釈放後の元捕虜への偏見と待遇

捕虜交換による釈放

に行き、そこから自動車で捕虜交換地点のタックハン川まず、フークオック島から飛行機でフエ市のフーバイ飛行場端のクアンチ省にて釈放されている。トアン(①)によれのうち一○人が一九七三年の二月・三月に南ベトナム最北のカーカ七三年一月締結のパリ和平協定第八条により、捕虜一九七三年一月締結のパリ和平協定第八条により、捕虜

れてい 役し、 オン 遅れ、 で向 務めた。 の政治・行政に定年まで従事し、社の党委書記を一〇年間 給された場合もあった。 クオッ 迎えの人と抱き合 ようなケースもあるが、 (④) のように重症者で、仕事ができず、家と土地を支 健康上の理由により地元で仕事に就く場合が多く、 死亡通知がすでに家族に届けられていた人もいた。 釈放後、 かった。 (⑪) も一九七一年に死亡通知が家族に送られて や鉄屑回収と脱穀機製作をしていたクエン 郷里に戻った。共産党員だったので、社 る。 ク島からコンダオ島に移送されていたため、 一九七四年にビンフオック省のロックニンで釈放さ 大工をしながら農業や手工業に従事したヒ ヒエウ 彼は川を渡って初めて生きられると実感し、 彼らは各地の静養所で休養した後、 Ċ, **2** 飛び跳ねた。 多くは地方の政治・ トアン① 家族との連絡が途絶えてい キム は、家庭の事情で退 <u>10</u> 行政に携わ だけは (行政村 6 釈放が エ ゥ 0

捕虜への偏見

上の行政区分)の公安と国防省T4の公安が監視したというであった。フン(③)によれば、当初は各県(社の一つけた。捕虜収容所時代にまだ党員でなかった人がとくにそ元捕虜たちは帰郷してからもしばらくは当局の監視を受

する。 う。 見と差別がまったくなかったとはいえない現実があった。 室長止まりだっ 役後に大学を出て、 を証明してくれたので何とか入党できた。 容所時代のことが問題とされた。退役後に入学した大学で 党に入党したが、入党に際してはとても苦労した。 だったという。トゥオン ることをおそれ 尉に昇進するのに六・七年かかった人がい だった。知り合いの捕虜には、 わっても、 が 偏見を感じていた人は多い。フン れば当然の措置だとした。しかしながら、 ではなく、裏切りの有無を調べられたが、 の成績がよかったので、 た。とりわけ軍隊は捕虜経験についてうるさかったと指摘 ついてトアン(①)は、 偏見をもっているのを感じた。 嫌疑が晴れ次第、 かつて所属してい 地方行政では長にはしてもらえず、「副」止 キエン (5) 社の副公安長、 た。 て四人の知人は党の履歴に申請しなかっ このように元捕 県の仕事についたが、 も、「私の社では偏見があった」 監視は解かれていった。このことに た青年団の人が収容所での身の 大学の党支部が推薦してくれたの 元捕虜に対する差別があったわけ (⑧) は戦後の一九八四年に共産 副隊長など昇進は 中尉の時に捕虜になり、 (③) は帰郷して指導層 帰郷して地方行 講の 人達に対して、 キム た。 元捕虜に対 それは 退職時は農業副 副 昇進 <u>10</u> 上 捕 でが 止 政 一からす も退 まり と明 | 虜収 ,遅れ まり に携 つする

元捕虜への待遇

がら議定二八号を歓迎している。 れるようになった。 ように元捕虜も革命・戦争功労者の一員として正式に扱わ だった期間も軍歴と党歴に算入されるようになった。 保険と埋葬費、 は一時金と記章が支給され、 定めた(Nghiêm 2000: 23-62)。捕虜収容所一年以下の の議定二八号で功績ある元捕 人に対しては敬意が払われた。 は存在しているし、 というわけではなかった。 元捕虜である。 「人民武装勢力英雄」に選ばれている元捕虜の 上で見たように、元捕虜はまったく偏見や差別と無関係 社会から強く白眼視されてきたわけでもなか 苛酷な収容所生活のなか、 毎年のテトの インタビュイー 現国 家主 かといって、 一年以上の人にはさらに医療 席 虜に対する優遇・ お祝い ベトナム政府は一九九 のチュオン・タン・ の人達は当然のことな が支給され 帰 節を守り通 順 者は 顕 個 彰制 人 った。 別 サ この 五年 団体 度を

役軍人と比べるとはるかに屈折したあり方が窺える。 釈放時の喜びとその後の偏見をうけた屈辱など、 な体 の不運やふがいなさを恥じる気持ち、 以 験とそのなかでも身の潔白を守り闘争を続け 意気込んで臨んだ出征、 上見てきたように、 元 捕 それなのに捕虜となったこと 虜たち 0) 捕虜収容所での苛る 戦 争 0) 記 通常の退 た矜持、

兵や帰順兵への言及が比較的多いのも特徴的である。 紡ごうとする動きを促したものと思われる。 的にではあ 「公式的な記憶」だけには還元できない「戦争の記憶 定の距離感を彼らの中に生み出し、 ħ 偏見・差別を受けた経験 は、 「公式的 「栄光」 な記 時

\mathbf{III} 捕虜博物館」 の活動

た に協 動の輪が広がり二〇〇四年から元捕虜の有志も記念品 め に数十の傷を負 なった。 勢の時にサイゴン市 は元々ラム家の土地である。彼は一九六五年四月に入営。 氏(一九四三年生まれ) 八五年頃から捕 三年に釈放された。 一九六六年二月に南ベトナム入りし、 捕 同年一一月から見学者を受け入れるようになった。 フークオック島にも三度訪れるなど、 力するようになり、 |虜博物館」の設立者で館長のラム・ヴァン・バ 一九七〇年にフークオック島に収容され、 キエン 虜収容所や監獄に関する資料の収 <u>(5)</u> 戦闘や捕虜収容所時代の拷問により体 七度の手術を受けてい (当時) は自身も元捕 によれば、 ラム家の敷地に展示室を開設 のタンソニャットで捕 バーン 講虜で、 九六八年のテト攻 館長 精力的に資 る。 博物館 0 個 集を始 一九七 の一九 0) 人 シン 議虜と (的活 敷 地

> る唯 月には、 ら博物館として認定され、 キエンは地方行政の仕事をやめて博物館で働くように 〇 五 ンの三人で同博物館党支部が設立された。 イ市党委・フースエン県党委から注目され、 二〇〇七年にはハタイ省 の博物館となった。現在までベトナムで公認され 0) 年にバーン館長からガイドをするようにい バーン館長、 民間博物館である。 キエウ・ヴァン・ウイック氏とキエ ベトナムで最初の |捕虜博物館 (当時。 現在はハノイ市 の活 二〇一一年五 「国家予算 動は われ 7 て */*\ か

もあたっていること、などである。 の施設でもあることを示してい ていること。 ペースと匹敵するくらいのスペースを戦没者慰霊 館であるため、 無関係の個人の土地に建てられていること。 ンダオ島の な点である。 自発的 収集・管理を行っており、 それらと比較して「捕虜博物館」の特徴は以下のよう しかし単なる展示室のレベルは超えている。 トナムには、 自給的、 監獄跡など、 これは、 ①収容所跡や監獄跡などの史跡とはまっ 公立の博物館と比べると小規模であるこ ハノイ市のホアロー収容所跡や 自己管理的、 単なる博物館ではなく、慰霊 収容所 また博物館のガイド . る。 自己責任」で元捕虜 監獄 同博物館の ④元捕虜が自ら展示物 0 博物館 ② 民間 運営方針は は多数 - や運 堂に割 ③展示ス 南 0) 0 部 ため たく るる 0) 0)

間たちが博物館の運営を手伝っている。

他の民間

の博物

0



写真2 展示品の説明をする元捕虜

館・展示室と異なるのは、 まさに元捕虜たちの集団的活動

という点にある。

孫に先人の苦労や犠牲を知ってもらう教育と啓蒙の場所で サイゴン政権の戦争犯罪を理解するための場所であり、 をしてきたか分かっていないと嘆いている。そこで「捕虜 若い人は戦争にあまり関心がなく、 博物館」 のなかでは共有されている。ブオン 若い世代が戦争について無知であるとの問題意識 は積極的に生徒・学生などの参観を受け入れてい 3 が言う通 ŋ 捕虜博物館 革命戦士がどんな革命 (II) は、 はアメリカと 概して今の 賦は彼ら

> 因だと考えられる。 罪を宣伝・教育する場として元捕虜たちが が一定程度整っており、 味わうが、ここでは気持ちが通じあうと吐露してい い人たちに戦争のことを語っても煙たがれるので疎外感を で交流するのが楽しみだとしている。クエン でもある。 ある。さらに「捕虜博物館」は元捕虜たちが交流する場所 いるという点が、当局によって民間博物館に公認された要 以上見たように、「捕虜博物館」は博物館としての体裁 金銭的に何の利益があるわけではないが、 トアン 1 アメリカとサイゴン政権の戦争犯 は博物館に来るのは全く自 集団で運営して 6 元捕虜 は、

お わりに

が、 その対象として加えられるようになった。 ら整備されてきた「革命・戦争に功績ある人を優遇する制 ベ 一の中で、 警戒・監視の対象でもあった。 トナム戦争終結後、 顕彰の対象が広げられ、元捕虜たちも正式に 元捕虜は戦争の功績者ではあった しかし一九九〇年代か

ちの親睦・互助活動の場となっている「 捕虜たちは退役軍人でありながら退役軍人会とは別 おいていっそう顕著に表れている。このような特異な感情 が通常の退役軍人より強いため、この「社会化」は彼らに 払拭されたわけではなく、「公式的な記憶」 うになったとはいえ、屈辱感・被差別感・疎外感が完全に 私的化)。元捕虜たちは、国家から顕彰の対象にされるよ 労者への顕彰運動の民間化=「社会化」のモデルとして推 報いる運動」(一九九七年発動)、すなわち革命・戦争の 動もこの組織から支援を受けている。 の共有は、彼らの結束を強固なものとしている。実際、 いう「社会化」の側面もある(「戦争の記憶」の非国 んだ私的記憶を紡いでいこうとする人々の営為の表面化と てきた「栄光」の「戦争の記憶」から逸脱するものをも含 及活動を民間によって肩代わりさせるという側面がある。 奨されているという側面、 「捕虜連絡委員会」という組織を結成している。元捕虜た 民間の「捕虜博物館」の活動には、 換言すれば「公式的な記憶」普 捕虜博物館」 からの乖 国家が占 家化 個 功 0

によってもたらされたものである。一般的にいって、現代例に見られる「戦争の記憶」は、上述の二つの「社会化」は希薄であったが(今井 二〇一三)、「捕虜博物館」の事「戦争の記憶」は後者の「社会化」の面が強く、前者の面以前調査した一九七二年クリスマス爆撃の被災者たちの以前調査した一九七二年クリスマス爆撃の被災者たちの

いることがそれを示している。

いることがそれを示している。

いることがそれを示している。

に直結しているわけではない。むしろ補完的役割を期待して、後者の「社会化」を前者に取り込もうとする動きも見いがある。民間の自主的な運動として始まった「捕虜博物られる。民間の自主的な運動として始まった「捕虜博物の形成、後者の「社会化」がいることがそれを示している。

注

- *1 Tuôi trẻ online 29-06-2013およびhttp://www.kyvatlichsucand.vn/vn/news/686/357/Bao-tang-ky-vat-chien-tranh-cua-cuu-binh(二)の一三年六月二九日アクセス)を参照。
- *2 これらの議論の詳細については、今井(二〇〇八)を参照。
- ノイ市住民の「戦争の記憶」の「社会化」については、今井*3 たとえば、一九七二年クリスマス爆撃の被災者であるハ

(二〇一三)を参照

- *4 グエン・バン・チョイは、一九六四年五月に南ベトナム が出版され、大きな反響を たちで『あの人の生きたように』が出版され、大きな反響を たちで『あの人の生きたように』が出版され、大きな反響を 呼んだ。日本語版は一九六六年に新日本新書で刊行されてい 呼んだ。日本語版は一九六六年に新日本新書で刊行されてい が出版され、大きな反響を まり、一九六四年五月に南ベトナム
- 五年八月革命以前の革命活動家。②「烈士(戦没者)」とそ5 次の七つの対象が「優遇」されるとしている。①一九四

* 5

当。

●参考文献

て」『Quadrante』第一〇号、三三—四六頁。する研究について――マラーニー論文へのコメントにかえ今井昭夫(二〇〇八)「ベトナム戦争のコメモレーションに関

調査」『東京外国語大学論集』第八六号。 ベトナム・ハノイ市カムティエン通りの被災者への聞き取り今井昭夫(二〇一三)「一九七二年クリスマス爆撃の記憶――

新書。 ――グエン・バン・チョイの妻の記録』松井博光訳、新日本ベトナム外文出版社編(一九六六)『あの人の生きたように

Heonik Kwon (2006) After the Massacre: Commemoration and Consolation in Ha My and My Lai. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.

Hue-Tam Ho Tài ed. (2001) The Country of Memory: Remaking the Past in Late Socialist Vietnam. California: University of California Press. Ban Liên Lạc Tù Binh Việt Nam (2012) Trại Giam Tù Binh Phú Quốc Thời kỳ Chống Thực Dân Pháp và Đế Quốc Mỹ Xâm Lược. TP. Hố Chí Minh: Nhà Xuất Bản Tổng Hợp Thành Phố Hồ Chí Minh.

Bộ Quốc Phòng (2004) *Từ Điển Bách Khoa Quân Sự Việt Nam.* Hà Nội: Nhà Xuất Bản Quân Đội Nhân Dân.

Trân Đình Nghiêm (2000) *Các Quy Định Pháp Luật Về Chê Độ Ưu Đãi Người Có Công Với Cách Mạng Và Kháng Chiến*. Hà Nội:
Nhà Xuất Bản Chính Trị Quốc Gia.

Irần Văn Kiêm (2005) *Trại Giam Tù Bình Phú Quốc 1967–1973*. TP Hồ Chí Minh: Nhà Xuất Bản Tổng Hợp Thành Phố Hồ Chí Minh.

●著者紹介●

①氏名……東京ト国音できてきた。①氏名……今井昭夫(いまい・あきお)。

③生年·出身地……一九五六年、山梨県。 ②所属·職名……東京外国語大学大学院総合国際学研究院·教授·

④専門分野・地域……ベトナム近現代史。

歲~現在)。 (歐雅······国会図書館調查立法考查局非常勤調查員(二八~三二億)學歷······国会図書館調查立法考查局非常勤調查員(二八~三二億)學歷·····東京外国語大学大学院地域研究研究科修了。

(三五歳)。年の現地滞在経験……一九七九~一九八○年に在ハノイ日本大使の現地滞在経験……一九七九~一九八○年に在ハノイ日本大使の現地滞在経験……一九七九~一九八○年に在ハノイ日本大使

人、元青年突撃隊隊員である。年に二~四回実施。調査をベトナム国内で実施している。主な対象者は退役軍調研を表法……二〇〇四年からベトナム戦争に関する聞き取り

資料ハブ」の研究分担者となったことから。⑩研究上の画期……中学校、高等学校の時に連日のように報道の所属学会……東南アジア学会、東アジア近代史学会。

確認させられる書物。 ・ は、二○○三年。ベトナム戦争の仇敵同士の戦後対話の推薦図書……ロバート・マクナマラ『果てしなき論争』仲晃訳、

125 ベトナムにおける戦争の記憶の「社会化」